

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年4月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月3日から同年5月10日まで

B国から帰国後、C県D郡にあるEセンターで日本語等の研修を受けた後、平成7年3月30日にF市に転入した。同年4月3日からA社に就職したが、厚生年金保険の資格取得日が同年5月10日になっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が提出したA社に係る平成7年4月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書で確認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が平成7年5月10日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当

時) は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 16 日から 31 年 8 月 20 日まで
② 昭和 31 年 9 月 3 日から 34 年 10 月 1 日まで

当時、会社から厚生年金保険についての話を聞いたことも無く、年金制度のことも全く分かっておらず、脱退手当金を受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年12月26日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、裁定庁からの照会に対して回答した記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和34年10月1日の前後2年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給資格がある被保険者33名を調査したところ、23名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち22名が約4か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 15 日から 38 年 11 月 1 日まで
昭和 38 年 1 月に結婚し、その年の 11 月に会社を退職したが、退職金等の金銭を一切受領しなかった。夫も同じ会社に勤めていたが、脱退手当金については、一切、聞いていない。脱退手当金支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 1 月 8 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間後に同一事業所に再加入したにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月12日から24年3月20日まで
A社B工場を退職後、すぐに結婚をした。脱退手当金は請求した覚えも受け取った覚えも無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和24年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和24年5月30日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 5 日から 42 年 1 月 16 日まで
結婚し、子供ができたため、A社を退職した。脱退手当金が支給されている時期は出産準備のため自宅にいた。脱退手当金を受給した覚えが無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年6月13日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、B年金事務所には、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、当該支給報告書の記載内容はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 21 日から 43 年 8 月 31 日まで
A社が倒産するとのうわさを聞いた。別の事業所で働くつもりだったため、脱退手当金は受け取っていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 12 日から 36 年 11 月 30 日まで
A社在職中の昭和 36 年 4 月に結婚し、家事都合（出産）のため同年 11 月に退職した。その後、37 年 3 月に脱退手当金を支給されているが、受け取った記憶が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 3 月 5 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月13日から33年11月2日まで
A社(現在は、B社)で勤務していたが、母親の看護のため仕事に行けず、ずるずると自然退職となり、退職金も受け取っていない。また、脱退手当金が支給されたことになっている昭和34年12月は、同年10月に結婚した私にとって記憶に深い時期であり、脱退手当金を請求し受け取ったのであれば忘れることは無いと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、昭和34年10月24日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月21日から27年11月16日まで
脱退手当金をもらった記憶が無いので、支給記録を取り消し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、資格期間、支給金額、支給年月日が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年3月31日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
③ 平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 平成 7 年 10 月 1 日から 11 年 8 月 11 日まで

A公共職業安定所の紹介で、昭和 63 年 10 月にB社に入社し、同年 12 月 1 日に本採用になった。本社は、C県D市であり、私はE工場で経理全般を担当していた。経理担当者として社員の給与関係はよく知っており、私の給与は一度も下がったことは無かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの標準報酬月額について、実際に受給していた給与額に見合う標準報酬月額と相違していると申し立てている。

しかしながら、当時、B社が加入していたF厚生年金基金の申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、当時のB社本社における社会保険事務担当者は、「E工場から提出されたデータに基づいて、報酬月額変更及び算定基礎の届出を行っていた。支払われた給与と異なる金額で、社会保険事務所（当時）に届け出たことは無い。」と供述している。

さらに、B社E工場で勤務していた複数の同僚は、「実際にもらっていた給与額とねんきん定期便で確認できる標準報酬月額はおおむね合っている。」と供述している。

加えて、オンライン記録を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

また、B社は既に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の賃金台帳等は保管されておらず、事業主の連絡先も不明であることから、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保

険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 3 日から 38 年 5 月 24 日まで
A社を退職後に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給をうかがわせる記載が見られるなど脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年頃から 60 年頃まで

A社で勤務していた時に、同社の会長のB氏から、「A社は厚生年金を掛けているから年金を多くもらえるはずだ。」と聞いていたので、申立期間において同社で厚生年金保険に加入していると思っていた。しかし、年金記録を見ると同社での被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「申立期間当時から勤務している従業員に話を聞いたところ、申立人については、従業員ではなく下請として仕事を依頼していた。」と回答している上、当時の複数の従業員は、「申立人は、A社の下請で、親子でC社という自営業を営んでいた。」と証言している。

また、申立人の息子は、「申立期間当時、A社の請負で働き、父親から給料をもらっていた。同社の社会保険ではなく、国民年金、国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人は、D市から提出された国民健康保険加入記録によると、昭和 45 年 6 月 1 日から平成 5 年 2 月 9 日までの期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和 44 年 7 月 21 日から 60 歳になるまでの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社会長のB氏は既に死亡しているため、申立人の申立期間における雇用形態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。